



神奈川県 消防設備会報

第33号 平成27年 8月



仰ぎ見る横浜ベイブリッジ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1 シルクセンター4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<http://www.02-ksk.or.jp>
E-mail: info@02-ksk.or.jp

消防設備会報 (第 33 号 平成 27 年 8 月) 目次

理事長のあいさつ 西津 英二	1
表彰の榮譽に輝いた方々	2
特報 1 神奈川県「消防施設保守管理」業務委託に最低制限価格制度が適用されました！ (平成27年4月から)	3
特報 2 当協会が「平成27年度安全功労者総務大臣表彰」を受賞しました！	5
寄稿・消防機関から 防火対象物の危険度に応じた査察について 横須賀市消防局 予防課長 田中 晃	6
平成27年度第1回理事会・評議員会の概要	8
平成26年度事業の実施結果概要	8
役員を選任等	14
平成27年度事業の概要	16
平成26年度消防設備士等試験実施結果(消防設備士試験・危険物取扱者試験)	19
寄稿・点検現場からの報告 点検推進指導員の立会いを受けて 社会福祉法人 十愛療育会 横浜療育医療センター 総務課長 芳賀 啓喜	21
点検済表示制度の推進キャンペーン	22
消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿	23
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内	24
平成27年2月以降の主な通知等	28
(一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表	29
協会からのお知らせ	30

表紙：仰ぎ見る横浜ベイブリッジ

マリニャトルから撮影した横浜ベイブリッジです。

横浜ベイブリッジは、本牧ふ頭と大黒ふ頭を結ぶ高速湾岸線の一部を構成する2層構造の斜張橋(吊り橋)で、上路は自動車専用道路の首都高速湾岸線、下路は一般道路の国道357号線となっています。橋長は860m、中央径間は460mとなっており、264灯の投光器で主塔部分をライトアップし、魅力的な横浜港の夜景を演出しています。



理事長のあいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 西津 英二

当協会の業務運営等につきましては、会員の皆様を始め、行政機関や関係団体の皆様にひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当協会は、平成25年4月に財団法人から非営利型の一般財団法人に移行し今年で丸2年が経過いたしました。5月に行われた「理事会」と「評議員会」において、事業報告や決算報告をご承認いただいたことで、一般財団法人としての事業運営等がやっと軌道に乗ってきたとの感がございます。また、役員の補充選任についてご審議をいただき、7月からは新たな理事（3名）と評議員（7名）の方々を加えた新体制により、平成27年度の事業運営等を推進しております。今後とも、一般財団法人日本消防設備安全センター、一般財団法人日本防火・防災協会、神奈川県からの受託事業などを着実に実施するとともに、防火・防災の普及啓発事業や消防用設備等点検済表示制度いわゆるラベル制度などを一層充実させ、消防用設備等の適正化の推進、向上を図ってまいります。

一方、ここ数年来、神奈川県議会の主要3会派（自民党、民主党・かながわクラブ、公明党）に対して、当協会と関係5団体の協同組合（神奈川県防災消防協同組合、防災かながわ協同組合、横浜市防災機器販売協同組合、川崎市消防設備協同組合、相模原市防災設備協同組合）が合同で要望してまいりました案件が結実いたしました。“神奈川県消防施設保守管理業務委託に最低制限価格制度の適用”がこの4月から実現されております。これにより、入札において事業者がその経営環境や業務品質を活かした価格を提示でき、結果として、適正価格の維持と業務精度の向上が確保されるものでございます。実現にご尽力いただいた関係者（関係5団体、県議会主要3会派、神奈川県）の皆様には深くお礼申し上げます。

さて、昨今の景気動向でございますが、平成26年4月の消費税改正の影響による消費動向も落ち着きを見せ、加えて株価の上昇傾向や円安による海外旅行者の増加など、景気回復の好転材料も見受けられます。しかし、原材料費の高騰などマイナス要素も多々ありますことから、全体的には薄日程度の状況下ではないかと思っております。実感的な景気回復が私たちの業界にも一刻も早く、そして大きく波及してくれることを期待しているところでございます。

最後に、手前みそになりますが、当協会は今年7月6日に、総務大臣から「平成27年度安全功労者総務大臣表彰」を受賞しました。この栄誉は、一般財団法人日本消防設備安全センターや神奈川県など関係者の皆様のご指導はもとより、当協会の諸先輩方の永年のご努力や、会員の皆様の永らくのご支援によるものと感謝しております。

今後とも、会員の皆様、県民の皆様に対してより一層お役に立てるよう全力を尽くす所存でございますので、引き続きご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

表彰の栄誉に輝いた方々

第14回 協会理事長表彰

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会は、消防用設備等の設置・維持管理及び各種工事に関し、永年にわたり適正な業務を行った者又は適正な業務の推進に尽力した者等に対して、理事長表彰を行っています。

表彰制度は、平成13年度に創設し、平成27年3月19日には「第14回理事長表彰」を行いました。

表彰基準は、次の各号のいずれかに該当する個人及び事業所について行うものです。

- 1 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務に従事し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- 2 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務の推進に尽力し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務の推進に尽力した者
- 3 消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所

今回の表彰にあたりましては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い、受賞者を決定いたしました。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

○ 表彰式日時 平成27年3月19日(木) 11時30分から13時30分

○ 場 所 メルパルク横浜

○ 受 賞 者 (五十音順、敬称略)

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ・石倉 彰人(幸 防 災 株 式 会 社 | 代表取締役) |
| ・宇佐美秀一(日 進 電 興 株 式 会 社 | 代表取締役) |
| ・落合 康利(エ ル ゴ テ ッ ク 株 式 会 社 | 代表取締役) |
| ・片山 伸一(有 限 会 社 東 洋 消 防 設 備 | 代表取締役) |
| ・加藤 哲郎(協 成 電 気 株 式 会 社 | 代表取締役) |
| ・齋藤 弘(有 限 会 社 い わ て 防 災 | 代表取締役) |
| ・野村 俊允(東 上 防 災 設 備 株 式 会 社 | 代表取締役) |
| ・藤原 建次(株 式 会 社 日 本 防 災 セ ン タ ー | 代表取締役) |
| ・三井 健裕(三 井 防 災 株 式 会 社 | 代表取締役) |
| ・株式会社ハマ防災(代表取締役 梶野 真二郎) | |



特
報
1

神奈川県の「消防施設保守管理」業務委託に 最低制限価格制度が適用されました！（平成27年4月から）

神奈川県の消防施設保守管理業務委託における最低制限価格の導入については、神奈川県議会の主要3会派（自民党、民主党・かながわクラブ、公明党）に対して、平成22年度から当協会と関係5団体の協同組合（神奈川県防災消防協同組合、防災かながわ協同組合、横浜市防災機器販売協同組合、川崎市消防設備協同組合、相模原市防災設備協同組合）が合同で毎年要望してまいりましたが、ようやく実を結び、平成27年4月から第一歩を踏み出すことができました。

以下は、制度の要約です。

1 概要

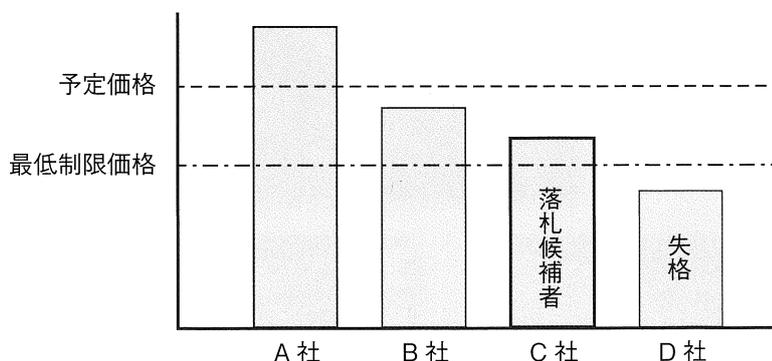
- 神奈川県では、平成27年度予算に係る入札執行分から、新たに、営業種目が「消防施設保守管理」ほか3種目のうち、人件費が大半を占めると認められる業務に係る入札を対象に、最低制限価格制度を適用します。なお、すでに最低制限価格制度が適用されている「建物設備保守管理」及び「総合建物管理」のうち、消防施設保守管理等に類する「施設等の保守管理」で、人件費が大半を占めると認められる業務についても適用します。（次頁参照）
- 最低制限価格制度が適用される入札案件については、入札公告・入札説明書等でその旨を表示します。
- 平成27年4月契約案件から適用します。

2 最低制限価格率

予定価格の80%

3 最低制限価格未満の入札

最低制限価格未満の価格の入札（D社）は失格となります。失格となった方は、再入札となった場合でも入札に参加できません。



(問い合わせ先)

神奈川県会計局調達課 資格審査グループ（電話）045-210-6721

一般業務委託において最低制限価格制度が適用される業務

	営業種目	左欄の営業種目のうち、 最低制限価格制度が適用される業務	導入時期
1	庁舎等建物清掃 警備・受付	左欄の営業種目のうち、 労働者が常時配置される業務 (年数回、毎月1回といった業務や機械警備等は適用とならない)	導入済み
2	消防施設保守管理 電気通信設備保守管理 エレベーター保守管理 汚水処理施設等保守管理	左欄の営業種目のうち、 人件費が大半を占めると認められる業務 (部品の交換等人件費以外の経費の率が高い業務は適用とならない)	平成27年度 から導入
3	建物設備保守管理 総合建物管理	左欄の営業種目のうち、 ①労働者が常時配置される業務 (年数回、毎月1回といった業務等は適用とならない) 又は、 ②労働者が常備配置されない業務のうち、前項2の消防施設保守管理委託等に類する「施設等の保守管理」で、人件費が大半を占めると認められる業務 (部品の交換等人件費以外の経費の率が高い業務は適用とならない)	①導入済み
			②平成27年度 から導入

※1 最低制限価格が適用される入札案件については、入札公告・入札説明書等で、その旨を明示しますので、入札公告・入札説明書にご留意ください。

記載例：「本入札には地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けます。」

※2 最低制限価格率は、全て予定価格の80%です。

特報
2

当協会が「平成27年度安全功労者総務大臣表彰」を受賞しました！

平成27年度の「安全功労者総務大臣表彰・消防功労者総務大臣表彰」の表彰式が平成27年7月6日（月）午前11時から東京都千代田区の「スクワール麹町」で開催され、当協会（一般財団法人神奈川県消防設備安全協会）が平成27年度安全功労者総務大臣表彰（団体の部）を受賞しました。

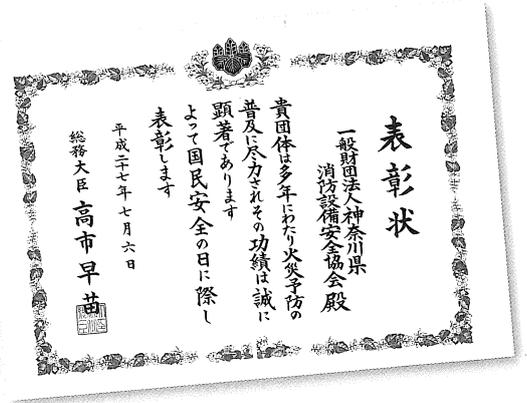
表彰式では、当協会の西津英二理事長が「団体の部」（全国の受賞13団体）代表受領という栄誉ある役割を務め、高市早苗総務大臣本人から直接、表彰状を授与されました。

当協会として大変に栄えある賞を受賞しました。（表彰状は、下記のとおりです。）

なお、総務省消防庁が7月3日（金）午後2時に報道発表した「安全功労者功績概要」の報道内容は、以下のとおりです。

「神奈川県消防設備安全協会は、昭和52年4月に神奈川県の許可を受けて設立以来、消防設備士及び消防設備点検資格者の教育を行い、その資質の向上を図るとともに、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化に必要な事業の推進を通じて建築物の防火安全を推進し、地域社会における火災の予防、火災による被害の軽減、社会公共の福祉の増進に寄与している。

さらに、無償の点検推進指導員派遣立会制度を通じて、保守点検の適正な実施に貢献するとともに、火災予防への意識高揚を推進している。また、神奈川県における消防施設保守管理業務委託入札の最低制限価格制度の導入に尽力、これにより質の高い点検の履行が実施されることとなり、県民の生命の安全・安心に多大な貢献をしている。」



消防機関から

防火対象物の危険度に応じた査察について

横須賀市消防局

予防課長 田 中 晃

1 はじめに

近年、防火対象物は大規模・高層化し、その利用形態も複雑多様化してきており、火災予防対策について消防機関の果たすべき役割は、従来以上に高度で多様な対応が求められる一方で、火災による被害は、複数のテナントが入居しているビル内の飲食店やグループホームなどの小規模事業所での火災、高齢者を主たる被災者とする一般住宅火災において多発している状況です。

こうした状況から、防火対象物の利用者の安全・安心を確保することを目的として査察を実施し、防火管理体制の構築及び消防用設備等の適正な維持管理を指導するとともに、火災発生時に、防火対象物の関係者が初期消火・通報及び避難誘導について適切に対応できるよう訓練指導を行い、関係者の防火安全に対する意識の向上を図っていく必要があります。

また、住宅火災による被害を軽減させるため、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防がなければなりません。

2 査察における全国的な課題

消防法令違反の是正については、平成13年の新宿歌舞伎町ビル火災を契機として、全国的に是正促進への取組が推進されてきました。しかしながら、依然として重大な消防法令違反のある防火対象物がなおも数多く存在している状況です。

また、平成24年5月の広島県福山市で発生したホテル火災においては、長期間、消防法令違反が是正されていない状況がありました。さらに、平成25年2月の長崎県長崎市のグループホーム火災を受けた緊急調査においては、消防用設備等の未設置等、重大な消防法令違反が改善されていない状況がありました。

このようなことから、全国的に消防法令違反が判明した防火対象物に対する追跡指導の不徹底や、違反対象物に対する違反処理の未執行が課題として挙げられており、これらの課題を解決するために、画一的な査察から、防火対象物の用途特性や防火管理体制、必要とされる消防用設備等の設置・維持管理状況等を勘案し、危険度に応じて優先順位を明確にした査察への転換が求められているところです。

3 横須賀市の査察重点方針

本市においても同様な課題があり、その解決策として、平成26年度より従来の査察方針を見直しして査察種別、サイクルに応じた査察から、消防法令違反に対する継続的な追跡指導の徹底を重点方針とした査察体制としました。

特に、重要な消防用設備等の未設置など重大な消防法令違反のある防火対象物を、追跡指導を重点的に強化する必要がある「重大違反対象物」として指定し、査察を継続して実施することとしました。

また、全国的に就寝を伴う施設において、多数の死傷者を伴う社会的影響の大きい火災が多発し

ている現状から、当該用途を「査察優先対象物」として指定し、消防法令違反の追跡指導を強化することとしました。

平成27年度は、この取組の効果を更に高めるため、平成26年度に引き続き重大違反对象物及び就寝を伴う査察優先対象物に対する早期違反是正及び厳格な違反処理等、是正指導の徹底を重点方針とした査察を実施しているところです。

4 横須賀市の査察体制

本市の査察体制は、予防課査察係と市内3消防署予防係が中心となって、各消防署交替制勤務職員とともに査察班を編成して行っています。

また、重大違反对象物に対する査察については、予防課査察係と各消防署予防係の予防技術資格者を中心とした特別査察隊を編成し、是正促進に向けて強力に取り組んでいます。

査察において消防法令違反を覚知した場合、関係者に対して徹底した追跡指導を行い、火災発生危険の有無、関係者の違反是正の意思や能力の有無、違反処理のための代替手段の可能性などを総合的に勘案したうえで、時期を失することなく措置命令等迅速かつ効率的な違反処理を進め、利用者が不測の事態を被ることを防いでいます。

また、このほかに各査察班は、防火対象物の関係者に対し、出火防止対策をはじめ、初期消火要領や避難誘導訓練を重点とした防火管理体制の強化を指導しています。

以上により、予防課と各消防署が相互に連携して効果・効率的な査察を執行し、違反对象物の是正促進を目的として取り組んでいます。

5 違反事実の公表

「違反对象物に係る公表制度」については、全ての政令指定都市の消防本部が開始したことに伴い、総務省消防庁から管内人口が20万人以上の消防本部についても、遅くとも平成30年4月1日から実施するよう通知されたため、本市においても条例等の改正を行い、公布後に十分な周知期間を確保したうえで実施する予定です。

6 住宅防火・防災キャンペーンの実施

住宅火災における死者（放火自殺者等を除く）のうち7割以上が65才以上の高齢者となっており、近年の高齢化の進展とともにこの割合の更なる増加が懸念されていることから、市内の居宅介護支援専門員連絡協議会や地域包括支援センター連絡会と連携して住宅防火・防災キャンペーンを展開し、火災予防思想の一層の普及に努めています。

7 おわりに

消防行政を取り巻く環境は近年著しく変化しており、火災等各種災害に対する消防の対応について、市民の期待はより一層高まってきています。消防に寄せる期待に確実に応えるために、あらゆる火災予防対策を効果的に推進し、市民が安全で安心して暮らせるよう努めてまいります。

平成27年度第1回理事会・評議員会の概要

平成27年度第1回の理事会を平成27年5月14日（木）シルクセンター地下大会議室において、また、平成27年度第1回評議員会を5月29日（金）に同じくシルクセンター地下大会議室で、それぞれ開催しました。

当日は、次の議案についてご審議いただき、すべてが承認されました。

- ・ 第1号議案 平成26年度事業報告について
- ・ 第2号議案 平成26年度決算について
- ・ 第3号議案 役員の選任等について

平成26年度事業の実施結果概要

消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため、各種の事業を実施しました。

1 各種講習事業

(1) 消防設備点検資格者講習

点検資格者の資格を付与する講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	6/11～6/13	11/26～11/28	3/ 4～3/ 6	332	311
2種	6/25～6/27	12/17～12/19	3/11～3/13	364	336
計				696	647

(2) 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日、又は消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの期間に該当する者を対象とした講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	4/10・4/21	7/ 8・7/15	1/27・2/ 4	748	733
2種	4/11・4/22	7/ 9・7/16	1/28・2/ 5	722	705
計				1,470	1,438

(3) 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に、又はその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
消火設備	10/10・10/14・11/7・11/12	456	452
警報設備	10/8・10/16・10/24・11/5・11/13	875	869
避難設備・消火器	10/9・10/17・10/23・11/6・11/14	640	632
計		1,971	1,953

(4) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(一社)電池工業会からの委託を受けて実施しました。

・受講者数 142名 (12/4・12/5)

(5) 防火・防災管理講習

防火管理者、防災管理者の資格を付与する講習で、(一財)日本防火・防災協会からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
甲種防火管理 新規講習	4/24・25、5/27・28、6/5・6、 7/17・18、7/30・31、8/7・8、 8/27・28、9/10・11、9/25・26、 10/28・29、11/18・19、12/2・3、 H27年1/15・16、2/9・10、 2/16・17、3/26・27	1,793	1,704
甲種防火管理 再講習	11/18、12/2、H27年3/26	156	153
防火防災管理 新規講習(併催)	5/19・20、8/21・22、H27年3/9・10	328	321
防火防災管理 再講習(併催)	8/21、H27年3/9	39	38
防災管理 再講習	8/21、H27年2/16	12	12
計	26回	2,328	2,228

(6) 消防設備士受験準備講習

消防設備士の試験を受験しようとする者を対象に、法令及び機能・構造に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	日 時	申 請 者	受 講 者
4類	7/23・7/25	19	19
6類	7/23・7/24	25	25
計		44	44

(7) 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する者を対象に、技能の向上及び点検済表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として関係事業所のご協力をいただき実施しました。

研修項目	研 修 日	協 力 事 業 所	申請者数	受講者数
		会 場		
自火報点検	9 / 5	能美防災株式会社	61	59
		かながわ労働プラザ		
消火器実技	9/19	モリタ宮田工業株式会社	23	23
		(同上) 研修室及び実験棟		
計			84	82

2 普及啓発事業等

(1) 会員制度維持事業

講習会・研修会の開催、法令の改正、新機器開発の紹介、参考図書の斡旋等について、随時情報の提供を行うとともに、消防設備会報（年2回）及びFAX ニュースを発行し、全会員に対して各種の情報提供を行いました。

- ・会報 各650部
- ・FAX ニュース 年 11回

(2) 消防用設備点検報告制度普及推進事業

ア 消防用設備等点検済表示管理委員会

平成8年7月に発足し、県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員 の35名の委員により構成され、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議を行っています。

開催年月日：平成26年7月14日、平成27年2月25日

平成26年度は、昨年度に引き続き、公立施設における低価格入札に対する対応策について小委員会で検討し、神奈川県知事に対し、再度要望書を提出するなど入札制度の改善に向けた取組を行いました。その結果、神奈川県において、平成27年度から最低制限価格が導入されることとなりました。

消防用設備等点検済表示管理委員会小委員会は、次の7名で構成されています。

清水廣司委員（小委員会委員長）

石田 正委員 竹洞 勉委員 木内 忠委員
工藤 修委員 一宮 英雄委員 溝呂木義人委員

また、調整検討委員会において点検推進指導員から付託された事項を審議しました。

消防用設備等点検済表示管理委員会調整検討委員会は、次の6名で構成されています。

石黒 元徳委員 西山 茂委員 前田 純一委員
小関 正男委員 落合 俊雄委員 菅野 光男委員

イ 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を行いました。

平成26年度の交付実績 1,125,540枚

ウ 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 2名

実施施設 114施設（うち小中学校59施設）

教育委員会からの依頼を受け、学校での保守点検時の立会を実施し、最低制限価格導入後の状況を把握しました。（平成26年度から新たに相模原市内の小中学校の立会も実施）

エ 表示登録会員等研修会

回数	開催年月日	場 所	出席者数	実施内容
第1回	平成26年 7月10日	大和商工会議所 会 議 室	10名	ダンパーを利用した作業手順の確認等について
第2回	平成26年 8月6日	かながわ労働プラザ 会 議 室	34名	消防用設備等点検済表示制度について他
計			44名	

オ その他普及啓発事業

- ① 県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」6月号に点検済表示制度について寄稿
- ② 県ビルメンテナンス協会発行の「KBM 会報」（年3回発行）に点検済表示制度について寄稿

③ 「かながわ防災フェア2014」への参加

神奈川県主催の「かながわ防災フェア2014」に参加し、関係団体の協力を得て家庭用防災機材のコーナーを設け、展示、相談及び即売を行いました。

平成26年度も、特に広報用ポスターの製作を支援し、事業のPRと参加者募集に尽力しました。

・かながわ防災フェア2014

日時 平成26年9月21日（日）

場所 神奈川県総合防災センター

参加者数 2,102人（25年度 荒天のため中止）

④ 「かながわ消防応援フェア」への参加

神奈川県主催の「かながわ消防応援フェア」に参加しました。

・かながわ消防応援フェア

日時 平成26年12月21日（日）

場所 神奈川県庁本庁舎

参加者数 約2,500人



3 県民等への便宜等の提供

(1) 刊行物販売事業

（一財）日本消防設備安全センターが発行する消防用設備等に関する法令・技術関係及び受験対策などの参考図書類の斡旋を行いました。

(2) 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

防火対象物定期点検報告書制度に係る『防火基準点検済証』（33件）、『防火優良認定証』（31件）、『防災基準点検済証』（3件）、『防災優良認定証』（2件）、『防火・防災基準点検済証』（6件）、『防火・防災優良認定証』（2件）の頒布斡旋を行いました。

4 各種会議の開催

(1) 理事会、評議委員会

ア 理事会

平成26年5月15日（木）、平成27年3月19日（木）

イ 評議員会

平成26年5月29日（木）

ウ 評議員選定委員会

平成26年7月10日（木）

(2) 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

ア 神奈川県消防課との関係

- ・平成26年度神奈川県消防設備士法定講習の事務受託及び講習会の実施
- ・法令改正、各種通知・通達等の情報提供を受けました。

イ 県内消防機関との関係

- ・消防防災業務に係る打合せ会（第1回）
開催年月日 平成26年7月14日（月）
場 所 シルクセンター地下会議室
参 加 者 34名
実 施 内 容 「シティーセールス」
講 師 相模原市消防局予防課担当課長
- ・消防防災業務に係る打合せ会（第2回）
開催年月日 平成27年2月25日（水）
場 所 シルクセンター地下会議室
参 加 者 39名
実 施 内 容 「攻めの予防！ 横浜の査察」
講 師 横浜市消防局査察課長

ウ 一般財団法人日本消防設備安全センターとの関係

- ・賛助会員として安全センター事業に協力しました。
- ・点検資格者本講習、同再講習等に係る委託契約を締結し、講習会を実施しました。
- ・安全センター取扱保険（消防設備点検業者損害賠償保険、消防防災福利厚生支援事業）の加入促進及び手続事務を実施しました。
- ・消防設備関係講習の講師等に対する事故保険に加入しました。
- ・安全センター作成ポスター、しおり、月刊フェスタ等の提供を受けました。
- ・安全センター発刊の参考図書・各種講習用テキストの供給を受けました。
- ・安全センターの「消防防災福利厚生支援事業運営委員会」の委員として役員を派遣し、事業に協力しました。

エ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係

1都9県で構成する連絡協議会の総会、代表者会議、事務局長会議等に出席し、安全センター、他県協会との情報交換を積極的に行いました。

オ その他の関係機関との関係

（公財）川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員として役員を派遣しました。

一 役員 の 選 任 等 一

平成27年度第1回の理事会、評議員会において、人事異動等に伴う理事及び評議員の補充選任が行われました。7月末現在の理事・監事・評議員は、以下の名簿のとおりです。

(一財) 神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(平成27年7月末現在 業種別理事・監事 敬称略)

役 職	区 分	氏 名	所 属 ・ 会 社 名	所 属 役 職
理 事 長	消防用設備・機器	西 津 英 二	株式会社栄広プロビジョン	代表取締役
副理事長	電 気 設 備	山 口 宏	(一社) 神奈川県電業協会 株式会社共栄社	会長 代表取締役社長
〃	管 工 事 ・ 空 調	佐々木 靖 太	神奈川県管工事協同組合連合会 太建工業株式会社	会長 代表取締役社長
理 事	消防用設備・機器	正 木 隆 之	ニッタン株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	小 倉 龍 彦	モリタ宮田工業株式会社	取締役営業統括本部 東日本営業本部長
〃	〃	田 中 栄 一	ホーチキ株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	坂 上 修	能美防災株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	石 田 正	神奈川県防災消防協同組合 株式会社アトラス	理事長 代表取締役
〃	〃	竹 洞 勉	防災かながわ協同組合 株式会社東弘商会	理事長 代表取締役
〃	〃	河 本 俊 二	株式会社河本総合防災	代表取締役社長
〃	〃	黒 澤 麻 志	相日防災株式会社	代表取締役社長
〃	電 気 設 備	十八日 義 雄	(一社) 神奈川県電業協会 トヨオカ電気株式会社	副会長 代表取締役社長
〃	〃	名 取 隆 司	神奈川県電気工事工業組合 ナトリ電設株式会社	顧問 代表取締役
〃	管 工 事 ・ 空 調	丸 山 晴 雄	神奈川県管工事協同組合連合会 株式会社丸伸工業所	理事 代表取締役
〃	公 社 ・ 協 会	畑 野 耕 逸	(一社) 神奈川県経営者協会	専務理事
〃	〃	福 井 昭 久	(公財) 川崎市消防防災指導公社	理事長
常務理事	〃	溝呂木 義 人	(一財) 神奈川県消防設備安全協会	事務局長
監 事	消防用設備・機器	邑 上 一 弥	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社東神防災工業	専務理事 代表取締役
〃	電 気 設 備	座喜味 正 裕	神奈川県電気工事工業組合	事務局長

(一財) 神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

(平成27年7月末現在 業種別評議員 敬称略)

区 分	氏 名	所 属 ・ 会 社 名	所 属 役 職
消 防 機 関	松 田 康 博	横浜市消防局 (消防長会横浜地区長)	予防部長
〃	小 林 英 木	川崎市消防局 (消防長会川崎地区長)	予防部長
〃	鈴 木 伸 一	相模原市消防局 (消防長会相模原地区長)	参事兼予防課長
〃	高 木 守	鎌倉市消防本部 (消防長会三浦半島地区長)	予防課長
〃	小 澤 幸 雄	茅ヶ崎市消防本部 (消防長会湘南地区長)	予防課長
〃	小 池 和 宏	小田原市消防本部 (消防長会県西地区長)	予防課長
〃	諸 星 和 実	秦野市消防本部 (消防長会県央地区長)	予防課長
消防用設備・機器	一 宮 英 雄	相模原市防災設備協同組合 東京消設株式会社	理事長 代表取締役
〃	木 内 忠	横浜市防災機器販売協同組合 共栄防災設備株式会社	理事長 代表取締役
〃	工 藤 修	川崎市消防設備協同組合 株式会社赤塚防災設備	理事長 代表取締役
〃	清 水 廣 司	株式会社清水商工	代表取締役
〃	武 富 卓 男	清新防災株式会社	代表取締役
〃	一寸木 彰	大東綜合防災株式会社	代表取締役
〃	野 村 明 弘	株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長
電 気 設 備	青 博 孝	神奈川県電気工事工業組合 向栄電気工業株式会社	理事長 代表取締役
〃	松 田 茂	一般社団法人神奈川県電業協会 株式会社江電社	常任理事 代表取締役社長
管 工 事 ・ 空 調	永 井 康 敏	神奈川県管工事協同組合連合会	専務理事
〃	安 部 博 幸	一般社団法人神奈川県空調衛生工業会	専務理事
防火対象物関係者	栗 田 敏 彦	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会	会長
〃	横 井 俊 郎	大和市立柳橋小学校	教頭
〃	細 谷 享 市	一般社団法人神奈川県経営者協会防災委員会 三菱重工業株式会社横浜製作所	防災委員会委員 主席
〃	倉 田 雅 史	一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会 株式会社東海ビルメンテナンス	副会長 代表取締役社長
関 連 団 体	石 井 忠	公益社団法人横浜市防火防災協会	会長
〃	八 木 繁 雄	公益社団法人相模原市防災協会	理事長
〃	安 田 正 命	公益財団法人神奈川県消防協会	会長
〃	牛 尾 修 一	一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会	専務理事

平成27年度事業の概要

平成27年3月19日（木）の「平成26年度第2回理事会」において承認された平成27年度事業の概要をお知らせいたします。

◎ 各種講習事業

平成27年度の講習会事業につきましては、8月までに終了している講習もありますが、年間を通じての講習日程は次のとおりです。

講習名	時期	規模	場所	概要
消防設備点検資格者講習	6月 12月 3月	690人	神奈川県電気工事会館	(一財)日本消防設備安全センターから受託第1種・第2種の資格付与講習
消防設備点検資格者再講習	4月 7月 1月	1,440人	神奈川県電気工事会館	(一財)日本消防設備安全センターから受託第1種・第2種 免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士法定講習	10～ 11月	全類 2,000人	かながわ労働プラザ他	県知事から受託 免状取得後最初の4月1日から2年以内の講習 講習受講後最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士受験準備講習	7月	4類、6類 40人	かながわ労働プラザ	協会の自主事業 消防設備士試験受験のための準備講習
蓄電池設備整備資格者講習	12月	100人	神奈川県電気工事会館	(一社)電池工業会から受託 蓄電池設備整備資格付与のための講習
防火・防災管理講習	年間	2,610人	ヴェルクよこすか他	(一財)日本防火・防災協会から受託 甲種防火管理者の資格付与及び再講習 防災管理者の資格付与講習
消防設備関係実務研修会	9月	100人	かながわ労働プラザ	協会の自主事業 消防設備点検資格者等の自動火災報知機設備の実務研修
消防設備関係実技研修会	9月	25人	モリタ宮田工業(株)	協会の自主事業 消防設備点検資格者等の消火器の実技研修

◎ 普及啓発事業・情報提供事業

協会会員の方、防火対象物関係の方、県民の方等それぞれの対象を考慮して、各種の普及啓発事業を実施してまいります。主な普及啓発事業は次のとおりです。

(1) 消防設備会報の発行

- ・協会事業のお知らせ、消防法令の改正、通知・通達等
- ・1月、8月に発行
- ・会員対象

(2) 防災情報の発信

- ・消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度の周知
- ・(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会及び神奈川県社会福祉協議会発行の会報に点検報告制度等について寄稿する。
- ・防災フェア等消防防災関係機関の行事への参加
- ・県民、防火対象物関係者対象

(3) FAX ニュースの発行

- ・緊急のお知らせ、消防法関係の通知・通達等
- ・随時(年8回程度)発行
- ・会員対象

(4) ホームページでの情報提供 <<http://www.02-ksk.or.jp>>

- ・協会の事業紹介、各種講習会、研修会のお知らせ
- ・定期更新による情報提供
- ・県民、会員、防火対象物関係者対象

(5) パンフレット等の配布

- ・消防用設備等点検報告制度、点検済表示制度、消火器の不適正点検防止等のパンフレット、リーフレット等
- ・各種講習会・研修会で配布、消防機関を通じて配布、各種行事で配布
- ・県民、防火対象物関係者対象

◎ 行政機関及び関係機関・団体との連携調整事業

(1) 神奈川県安全防災局安全防災部消防課との連絡調整

- ・消防法令の改正、各種通知・通達等資料の提供を受けるとともに、協会運営について適宜指導を受けます。
- ・消防設備士法定講習を受託実施します。

(2) 消防機関との連携、消防機関への協力

- ・消防機関の指導を適宜仰ぐとともに、緊密に連携して、実効ある事業の推進に努めていきます。
- ・県下消防機関に対し、普及啓発資料等について情報交換を行います。

(3) (一財) 日本消防設備安全センターとの連携

- ・各種講習会を受託実施します。
- ・消防用設備等点検済表示制度についての指導を受けます。
- ・(一財) 日本消防設備安全センターの各種保険の事務を取り扱います。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して各都県協会との連絡調整

- ・関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業を推進します。

◎ 消防用設備等点検済表示制度推進事業

- ・消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付を行います。
- ・防火対象物の消防用設備等点検時に点検推進指導員を派遣し立会います。

◎ 協会理事長表彰

協会の業務推進についての協力、消防用設備等の設置・適正な維持管理に尽力、優れた業績を有する個人及び事業所に対し、第15回理事長表彰を行います。

- ・永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- ・消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有す事業所

◎ 消防用設備等関係参考図書類斡旋事業

- ・法令、技術、受験対策等の図書類の斡旋を行います。

◎ 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

- ・防火対象物定期点検報告制度に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等の頒布、斡旋を行います。

平成26年度消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験

第1回

(平成26年9月7日・10月10日結果)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	24	16	8	66.7%	9	7	56.3%
	第1類	190	136	54	71.6%	32	104	23.5%
	第2類	70	54	16	77.1%	16	38	29.6%
	第3類	71	55	16	77.5%	11	44	20.0%
	第4類	310	250	60	80.6%	89	161	35.6%
	第5類	72	55	17	76.4%	24	31	43.6%
	小計	737	566	171	76.8%	181	385	32.0%
乙種	第1類	52	48	4	92.3%	20	28	41.7%
	第2類	17	14	3	82.4%	5	9	35.7%
	第3類	21	18	3	85.7%	5	13	27.8%
	第4類	216	183	33	84.7%	61	122	33.3%
	第5類	19	18	1	94.7%	9	9	50.0%
	第6類	418	347	71	83.0%	163	184	47.0%
	第7類	69	54	15	78.3%	33	21	61.1%
小計	812	682	130	84.0%	296	386	43.4%	
合計		1,549	1,248	301	80.6%	477	771	38.2%

第2回

(平成27年3月8日・4月8日結果)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	45	31	14	68.9%	8	23	25.8%
	第1類	274	198	76	72.3%	85	113	42.9%
	第2類	99	83	16	83.8%	25	58	30.1%
	第3類	81	61	20	75.3%	14	47	23.0%
	第4類	331	246	85	74.3%	77	169	31.3%
	第5類	65	50	15	76.9%	19	31	38.0%
	小計	895	669	226	74.7%	228	441	34.1%
乙種	第1類	87	62	25	71.3%	20	42	32.3%
	第2類	22	18	4	81.8%	10	8	55.6%
	第3類	24	20	4	83.3%	1	19	5.0%
	第4類	406	317	89	78.1%	135	182	42.6%
	第5類	36	26	10	72.2%	16	10	61.5%
	第6類	394	315	79	79.9%	133	182	42.2%
	第7類	173	157	16	90.8%	114	43	72.6%
小計	1,142	915	227	80.1%	429	486	46.9%	
合計		2,037	1,584	453	77.8%	657	927	41.5%

神奈川県 消防設備会報

危険物取扱者試験

第1回

(平成26年6月1日・6月18日結果)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種		393	351	42	89.3%	108	243	30.8%
乙種	第1類	86	81	5	94.2%	55	26	67.9%
	第2類	90	83	7	92.2%	56	27	67.5%
	第3類	116	110	6	94.8%	84	26	76.4%
	第4類	1,338	1,165	173	87.1%	415	750	35.6%
	第5類	125	120	5	96.0%	102	18	85.0%
	第6類	91	84	7	92.3%	65	19	77.4%
	小計	1,846	1,643	203	89.0%	777	866	47.3%
丙種		63	56	7	88.9%	45	11	80.4%
合計		2,302	2,050	252	89.1%	930	1,120	45.4%

第2回

(平成26年8月24日・9月10日結果)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種		459	391	68	85.2%	159	232	40.7%
乙種	第1類	92	88	4	95.7%	66	22	75.0%
	第2類	104	99	5	95.2%	76	23	76.8%
	第3類	125	116	9	92.8%	82	34	70.7%
	第4類	1,703	1,447	256	85.0%	501	946	34.6%
	第5類	138	135	3	97.8%	107	28	79.3%
	第6類	106	101	5	95.3%	87	14	86.1%
	小計	2,268	1,986	282	87.6%	919	1,067	46.3%
丙種		85	70	15	82.4%	47	23	67.1%
合計		2,812	2,447	365	87.0%	1,125	1,322	46.0%

第3回

(平成26年11月2日・11月20日結果)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種		546	472	74	86.4%	214	258	45.3%
乙種	第1類	69	67	2	97.1%	54	13	80.6%
	第2類	107	105	2	98.1%	80	25	76.2%
	第3類	126	121	5	96.0%	80	41	66.1%
	第4類	1,617	1,407	210	87.0%	497	910	35.3%
	第5類	116	114	2	98.3%	84	30	73.7%
	第6類	107	102	5	95.3%	80	22	78.4%
	小計	2,142	1,916	226	89.4%	875	1,041	45.7%
丙種		100	89	11	89.0%	60	29	67.4%
合計		2,788	2,477	311	88.8%	1,149	1,328	46.4%

第4回

(平成27年2月15日・3月4日結果)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種		550	489	61	88.9%	147	342	30.1%
乙種	第1類	113	107	6	94.7%	76	31	71.0%
	第2類	111	108	3	97.3%	78	30	72.2%
	第3類	162	155	7	95.7%	121	34	78.1%
	第4類	1,631	1,398	233	85.7%	556	842	39.8%
	第5類	148	140	8	94.6%	113	27	80.7%
	第6類	131	124	7	94.7%	106	18	85.5%
	小計	2,296	2,032	264	88.5%	1,050	982	51.7%
丙種		73	65	8	89.0%	49	16	75.4%
合計		2,919	2,586	333	88.6%	1,246	1,340	48.2%

点検現場からの報告

点検推進指導員の立会を受けて

社会福祉法人 十愛療育会

横浜療育医療センター

総務課長 芳賀啓喜

横浜療育医療センターは、社会福祉法人十愛療育会の施設です。法人は1987年に横浜市旭区に、市内で初めて18歳以上の重症心身障害者の入所できる施設、重症心身障害児者施設「横浜療育園」（定員60名）を設立し、2007年に増築（定員45名増）して名称を「横浜療育医療センター」といたしました。また、横浜市青葉区に「地域療育センターあおば」、2010年に横浜市保土ヶ谷区に「障害者支援施設たちほどがや」を開設いたしました。



法人の基本理念は「横浜市における障害医療・福祉の中核となるよう専門性を高め、その持てる機能を広く地域に提供し、障害児者とその家族がより安心して快適な生活を送れるよう支援します。」として、27年間以上にわたり障害医療・福祉に推進し今日に至っております。

私どもの施設は、1日当たりに入所、入院されている方は約100名で、外来を利用される方も約100名です。多くの方々のご自身での歩行が困難であり、発災時の安全確保や避難誘導に不安を抱えています。昨年、防災委員会では「災害アクションカードをつくろう。」をテーマとしました。災害アクションカードとは、災害時に限られた人員と医療資源を効率よく活用し、緊急対応ができることを目的にしています。マニュアルに準じて個々の役割に対する具体的な指示が書き込まれています。そして、試作版を完成させ各部門に配布することができました。今年これを毎月実施している防災訓練で使用していきます。

今年度より、県消防設備協会からの申し出により、当法人すべての施設における消防設備法定点検に点検推進指導員に立会っていただきました。以前より各施設で信頼のおける専門業者に委託しておりましたが、施設ごとに専門業者が異なることや、各施設で専門的知識にバラつきがあり消防設備が十分に理解できていないことが懸念されておりました。点検推進指導員の方々は、基本に忠実に公正中立な立場から指導していただき、今後の点検内容や点検における姿勢など大変参考になりました。また、各施設における消防設備の内容が統一的にできることで消防設備維持が適切に行われていることを実感することができました。



安心安全な施設づくりをする上で非常に重要な消防設備の適切な維持管理に、今後とも努めてまいります。また、火災やその他の災害から生命身体を守るために、日頃より職員間での防災意識を向上できるよう啓蒙してまいります。

今後も消防設備点検立会制度を大いに活用していきます。よろしくお願いたします。

——点検済表示制度の推進キャンペーン——
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を!!

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成26年度ラベル交付枚数は1,125,540枚で前年度より13,920枚減少しており、当協会の経営状況も今だ厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

平成27年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ①制度推進のため、なお一層の普及啓発事業
- ②点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③防火対象物点検時の点検推進指導員派遣

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いいたします。

点検済表示登録会員数

区 分	平成26年3月末会員数	平成27年3月末会員数
1号表示会員	252	255
2号表示会員	12	12
合 計	264	267

——消火器用——



——消火器以外の設備用——



消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

(平成27年7月末現在 敬称略)

職名	氏名	所属	役職
委員長	八 劔 猛	横浜市消防局	査察課長
副委員長	金子 智哉	川崎市消防局	査察課長
〃	鈴木 伸一	相模原市消防局	参事兼予防課長
委員	田中 晃	横須賀市消防局	予防課長
〃	西山 茂	藤沢市消防局	査察指導課長
〃	山崎 伸一	平塚市消防本部	予防課長
〃	高木 守	鎌倉市消防本部	予防課長
〃	小池 和宏	小田原市消防本部	予防課長
〃	小澤 幸雄	茅ヶ崎市消防本部	予防課長
〃	行谷 英雄	逗子市消防本部	消防予防課長
〃	石渡 博	三浦市消防本部	予防課長
〃	小島 伸幸	厚木市消防本部	予防課長
〃	竹内 洋	大和市消防本部	予防課長
〃	諸星 和実	泰野市消防本部	予防課長
〃	金子 貞治	伊勢原市消防本部	予防課長
〃	名倉 光雄	座間市消防本部	予防課長
〃	下嶋 重光	海老名市消防本部	予防課長
〃	三村 茂美	綾瀬市消防本部	予防課長
〃	関口 一郎	大磯町消防本部	消防総務課長
〃	尾崎 一平	葉山町消防本部	予防課長
〃	菅沼 安幸	湯河原町消防本部	警防課長
〃	齋藤 利久	箱根町消防本部	次長予防課長事務取扱
〃	飯塚 真也	寒川町消防本部	予防課長
〃	高橋 邦治	二宮町消防本部	消防課長
〃	萩田 康也	愛川町消防本部	参事兼消防課長
〃	池田 雅晴	JFEスチール(株)東日本製鉄所	京浜環境防災室長
〃	岩田 亮一	能美防災(株)横浜支社	CSサービス課長
〃	西山 有一	モリタ宮田工業(株)東京本社	CS営業部部長
〃	清水 廣司	(株)清水商工	代表取締役
〃	石田 正	(株)アトラス	代表取締役
〃	竹洞 勉	(株)東弘商会	代表取締役
〃	木内 忠	共栄防災設備(株)	代表取締役
〃	一宮 英雄	東京消設(株)	代表取締役
〃	工藤 修	(株)赤塚防災設備	代表取締役
〃	溝呂木 義人	(一財)神奈川消防設備安全協会	常務理事

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証 防火優良認定証
 防災基準点検済証 防災優良認定証
 防火・防災基準点検済証 防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：用途・階数・延べ面積によって定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

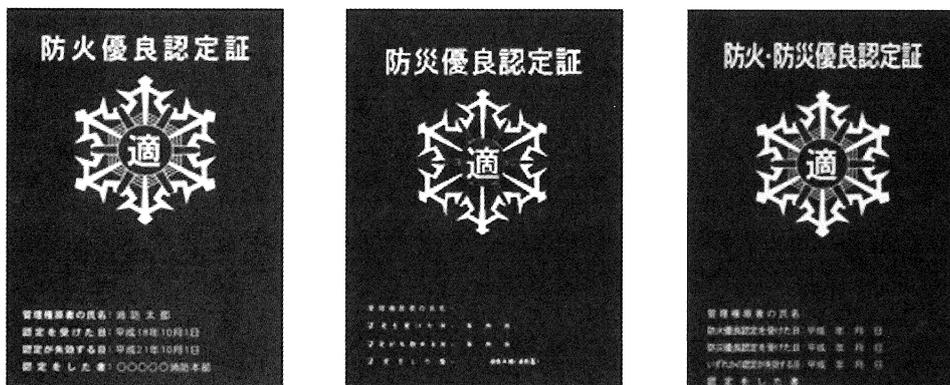
防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（平成24年6月1日から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（平成24年6月1日から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

●防火優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

表示の種類		仕様（【1】～【6】の説明）	価格
防火基準点検済証	A = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【1】	3,240円
	B 1 = 壁掛式（額縁込）	【2】	5,400円
	B 2 = B 1 の額縁不要のもの	【3】	3,670円
	N = 壁貼付式	【4】	1,540円
防火優良認定証	L = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	M 1 = 壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	M 2 = M 1 の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防災基準点検済証	I = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	J 1 = 壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	J 2 = J 1 の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防火・防災基準点検済証	O = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	P 1 = 壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	P 2 = P 1 の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防災優良認定証	Q = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	R 1 = 壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	R 2 = R 1 の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防火・防災優良認定証	X = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	Y 1 = 壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	Y 2 = Y 1 の額縁不要のもの	【3】	3,800円
文字プレート	H = A 用	【6】	820円

備考

1. サイズ：A4（縦297mm 横210mm）
2. 材質：表面 = 透明アクリル、背面 = 塩化ビニール（N = 透明塩化ビニール）
3. 価格：文字記入の費用及び消費税が含まれています。
4. 送料：別途必要です（文字プレート（H）のみ購入時は無料）。
5. B1・M1・J1・P1・R1・Y1：額縁とセットとなっています。
6. B2・M2・J2・P2・R2・Y2：手持ちの額縁がある場合にご利用ください。
7. 壁掛式：背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。
壁貼付式：裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。
スタンド式：裏面にスタンド用の脚が付いています。
8. A：文字の部分がプレート差込式（文字プレート（H）を使用）となっています。
9. H：1年ごとの更新時にご利用ください（初回購入時は本体に含まれています。）。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へFAXにてお申込みください。

⇒防火基準点検済証・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1＋別紙1＋必要書類

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・・様式1＋別紙1＋必要書類

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2＋別紙2＋必要書類

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・・・・様式2＋別紙2＋必要書類

納 期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法及び送料：銀行振込（前払い）

申込受付後、協会から請求書を送付します。

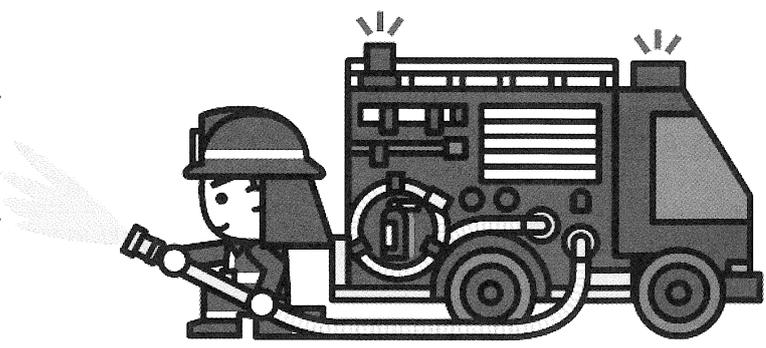
送料についてはお問い合わせください。

申込用紙：当協会のホームページよりダウンロードしてください。

U R L：http://www.02-ksk.or.jp

—2015年度全国統一防火標語—

無防備な
心に火災が
かくれんぼ



〈平成27年2月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第44号	2月3日	消防庁予防課長	表示マーク交付事業所名の一覧を掲載しているホームページURLの調査について
事務連絡	2月16日	消防庁予防課長	基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）
消防予第66号	2月18日	消防庁予防課長	検定対象機械器具等の型式適合検定の合格表示の表示の方法について
消防予第71号	2月20日	消防庁予防課長	新たに消防法施行令別表第一に規定される幼保連携型認定こども園の運用について
消防予第81号	2月27日	消防庁予防課長	「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」の一部改正について
消防予第82号	2月27日	消防庁次長	消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の公布について
消防予第120号	3月16日	消防庁予防課長	消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件の一部を改正する件等の公布について
消防予第102号	3月18日	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について
消防予第126号	3月25日	消防庁予防課長	加圧送水装置の基準の一部改正に係る運用上の留意事項について
消防予第130号	3月27日	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について
消防予第133号	3月31日	消防庁次長	違反対象物に係る公表制度の実施の推進について
消防予第134号	3月31日	消防庁予防課長	違反対象物に係る公表制度の実施の推進に係る留意事項について
事務連絡	4月14日	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について（情報提供）
消防予第201号	5月18日	消防庁予防課長	簡易宿所に係る防火対策の更なる徹底について
消防予第220号	6月2日	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
消防消第146号 消防地第175号	7月10日	消防庁予防課長	消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について

(一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表

刊行物注文書

(一財)神奈川県消防設備安全協会 御中
下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所		
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名		注文部数	定価	金額	備考
消防設備士試験準備用テキスト						
8000	消防用設備六法			1,950		
8007	電気と機械の基礎知識			750		
8001	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用		1,950		
8002		第4・7類用		1,230		
8003		第5・6類用		1,230		
8004	消防設備等基本テキスト	消火設備編		3,180		
8005		警報設備編		3,080		
8006		避難・消火器編		2,570		
8008	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編		2,570		
8009		第1類		2,460		
8010		第4類		2,460		
8011		第6類		2,260		
一般参考図書						
8016	消防用設備等の型式失効一覧			2,460		
8017	消防用設備等試験実務必携			3,700		
8018	消防用設備等点検実務必携			3,990		
8019	防火対象物・防災管理点検実務必携			3,590		
合計			部			

TEL 045-201-1908

振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971

普通預金：0093790

口座名義：(一財) ザイ かながわけんしょうぼうせつびあんぜんきょうかい
神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。

協会からのお知らせ

○平成27年度消防用設備セミナー開催のお知らせ

日 時 平成27年11月6日（金） 13：30から
場 所 かながわ労働プラザ 3F 多目的ホール
内 容 今年度は「月刊フェスク」の平成26年10月号、11月号、12月号に寄稿された「原点回帰」の著者である（一社）東京防災設備保守協会の保守営業部担当部長、小川勉様を講師にお迎えして「消防用設備等点検実務者に求められる素養」をご講演いただきます。

募集対象 当協会の会員及び神奈川県内の消防機関職員です。

詳細は、決定次第改めてお知らせをいたします。皆様、奮ってご参加ください。

○消防設備士講習会について

平成27年度消防設備士講習会の受付期間は、8月末日までとしていましたが、定員に達していない会場については、継続して受け付けております。

空き状況については、ホームページで随時ご確認いただくか、直接、当協会までお問い合わせください。

○第1種・第2種消防設備点検資格者講習実施日程

第1種	平成27年12月 9日（水）～11日（金）	（申請期間
第2種	平成27年12月16日（水）～18日（金）	10月1日～26日）

○消防設備点検資格者再講習日程

第1種	平成28年1月14日（木）	（受付期間
第2種	平成28年1月15日（金）	平成27年11月16日～30日）
第1種	平成28年1月26日（火）	（受付期間
第2種	平成28年1月27日（水）	平成27年12月2日～15日）

※平成22年度に免状の公布を受けた方は、今年度中に受講してください。

ご不明な点はお問い合わせください。

防火対象物の消防設備等点検時に 点検推進指導員を派遣する制度について

当協会では、平成21年度から公益事業を更に強化するために県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し業務に立合う制度を実施して県民の「安心・安全」をご支援いたします。

点検推進指導員の派遣立会制度の流れ

点検立会の依頼

*点検立会の依頼は、建物オーナー・防火管理者及び点検事業者から依頼します。

点検立会確認書

*保守・点検実施状況を確認する。

点検立会確認書の通知

*保守・点検実施状況を確認し確認書を建物オーナー・点検事業者及び消防長又は消防署長に通知します。

掲載・広報

*保守・点検実施に立会った結果、点検が誠実かつ適正に行われていると認められた事業所を当協会のホームページ上に掲載する。

*防災・広報紙等に掲載し点検事業者の「信用・信頼」を高めます。



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<http://www.02-ksk.or.jp/index.html>